



滋 男 女 参 第 40 号
平成19年(2007年)3月29日

滋賀県男女共同参画審議会会長
渡 辺 峻 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県男女共同参画計画の改定に当たっての
基本的考え方について（諮問）

滋賀県男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、滋賀県男女共同参画計画の改定に当たっての基本的考え方について、貴審議会の意見を問います。

（諮問の趣旨）

近年、少子高齢化の進行をはじめ、経済のグローバル化、情報の高度化やネットワークの進展など、従来の予測を上回る速度で進行する社会経済情勢の変化に対応した新たな社会の構築が求められています。

こうした中で、柔軟性に富み、変化に強く、活力に満ちた豊かな社会を築くためには、社会の対等な構成員である男女が、社会のあらゆる場に共に参画する男女共同参画社会の実現はさらに重要です。多様な価値観や発想をもった人材の新たな視点が、社会の活性化につながるとともに、様々な人の立場を考慮し、互いの選択を尊重できる優しい社会にもつながります。今を生きる人、そして将来の世代が、幸せや豊かさを実感できる社会につながることを確信しつつ、男女共同参画社会の実現に向けては、なお一層の努力が必要であると考えています。

滋賀県では、男女共同参画社会の実現に向け総合的、計画的に推進していくため、平成13年12月、「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく基本的な計画として、平成15年3月、「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010プラン～（改訂版）」を策定し、県民の皆さんとのパートナーシップのもと、さまざまな施策を積極的に展開しています。

この計画では、平成15年度から平成22年度を計画期間としつつ、平成19年度までに取り組むべき施策の方向を取りまとめたものであり、平成20年度以降の施策の展開方向は、社会経済情勢の変化や平成19年度までの施策の推進状況を踏まえて策定することとしております。

ついては、滋賀県男女共同参画計画の改定に当たっての基本的な考え方について、貴審議会に諮問します。